

平成 30 年度 廃棄物処理施設整備事業費補助金 (廃棄物リサイクル施設整備事業) 公募要領

平成 30 年 8 月 17 日
環境省環境再生・資源循環局

環境省では、帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、特定復興再生拠点区域の整備事業を円滑かつ迅速に進めるべく、平成 30 年度廃棄物処理施設整備事業費補助金により、廃棄物リサイクル施設整備事業の実施に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募要件及びその他の留意していただきたい点は、本要領に記載するとおりですので、応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いします。

本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

なお、補助事業として採択された場合は廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）交付要綱に従って手続等を行っていただくことになります。

1. 本事業の目的と概要

東日本大震災から約7年が経過し、今後、帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むためには、政府として、特定復興再生拠点区域の整備事業を円滑かつ迅速に進める必要があります。そのためには、復興拠点整備事業の進展に伴い発生する廃棄物処理、とりわけ不燃性廃棄物のリサイクル処理の体制整備が必要不可欠です。

このような課題に対応するため、今後の復興事業で発生する廃棄物、とりわけ不燃性廃棄物が滞留しない処理スキームを確立するとともに、官民連携によるリサイクル事業として民間の力を活用し、産業創成や雇用創出による地域創生に貢献していくことが重要です。

本事業は、上述の構想の具体化を図り、帰還困難区域の復興・再生及び資源循環・産業創成を推進するため、官民連携による不燃性廃棄物のリサイクル事業への支援を行うことを目的としています。

2. 本事業の交付対象事業者及び実施体制

(1) 交付対象事業者

本補助金の対象事業者は、以下に掲げる条件に適合する者とします。

- ・民間企業、一般社団法人・一般財団法人、その他環境大臣が適当と認める者

(2) 事業の実施体制

本事業は、複数の事業者等が共同で行うことも可能です。共同実施の場合、代表業務責任者（1者、以下「代表事業者」という。）が本事業の応募者となり、応募者以外の事業者を共同事業実施協力者（以下「共同事業者」という。）とします。代表事業者は、本事業に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応にあたって、総括的な責任を有します。また、事業が採択された後は、円滑な業務執行と目標達成のために、共同事業者を代表してその業務推進に係るとりまとめを行うとともに、事業の共同事業者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。なお、代表事業者は、事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限ります。

3. 本事業の交付対象、実施期間等

(1) 本事業の交付対象について

以下の要件を満たすものを交付対象とします。

①基礎的要件

- 1) 事業を行うための実績・能力を有し、実施体制が構築されていること。
- 2) 応募内容に、業務内容・経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 3) 内閣総理大臣に認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画を持つ地方公共団体を一つ選択して応募書類を作成すること。複数の地方公共団体を対象とする場合は、対象とする地方公共団体毎にそれぞれ応募書類を作成し提出すること。なお、複数の地方公共団体を対象とする場合は、全ての応募が採択された場合でも、それぞれの事業の実施に支障が生じないように、十分な体制を構築すること。

②事業としての要件

本事業の目的を踏まえ、以下の事業要件を満たすよう応募書類を作成すること。

1) 帰還困難区域の復興再生への貢献

対象とする地方公共団体が作成した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を基に、本事業に必要な関連情報を収集・整理した上で、復興事業やその他の事業に伴って発生する特定廃棄物等の処理を行う必要がある。具体的には、特定復興再生拠点区域の整備事業等から生じる不燃性廃棄物をリサイクルするために破碎、選別等を行う施設(施設全体の処理能力が1日当たり320トン以上であるものに限る。)の整備事業とする。ただし、他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。

2) 浜通りの産業創成の加速化への貢献

「福島イノベーション・コースト構想」や、対象とする地方公共団体が作成した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」等を踏まえつつ、浜通り地域の地元企業の参画の下、民間事業者による地域振興に資するリサイクルセンター構想を立案することとする。この観点から、少なくとも1者以上の地元企業が代表事業者または共同事業者に含まれる必要がある。

3) 地方公共団体等との連携

本事業を実施するにあたり、対象とする地方公共団体に関する情報を十分に有している必要がある。このため、本事業の廃棄物リサイクル処理施設の立地予定の市町村からは事業に理解を得ている旨の意思確認を書面にて行っている必要がある。また、対象とする地方公共団体や地域団体、地元企業等と密に連携を取り、事業を進めていく必要がある。

(2) 補助金の交付上限額及び補助率について

この補助金の交付の対象となる事業費(以下「補助対象事業費」という。)の額は、別表第1の1及び2の第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額(実支出額がこの算定根拠により算定された額より少ないときは、実支出額)を合計して算定します。補助金交付の上限額は69億円とします。

この補助金の交付額は、補助対象事業費の額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、補助率を乗じて得た額とします。補助率は、中小企業については4分の3、中小企業以外の者については3分の2とし、共同実施の場合は以下のように申請してください。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

共同実施する企業の組合せ	申請する補助率
大企業のみによる共同実施	3分の2
中小企業と大企業の共同実施	3分の2
中小企業のみによる共同実施	4分の3

(3) 事業の開始について

本制度では、事業の開始（発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用）は、交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則、補助金の交付を行いません。

4. 公募から採択までの流れ

(1) 選定・採択スケジュール

公募から選定・採択までのスケジュールは概ね以下のとおりとすることを予定しています。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ① 公募開始 | 平成 30 年 8 月 17 日（金） |
| ② 質問受付 | 平成 30 年 8 月 24 日（金）17 時まで |
| ③ 回答 | 平成 30 年 8 月 28 日（火）17 時まで |
| ④ 応募書類提出 | 平成 30 年 10 月 25 日（木）17 時必着 |
| ⑤ 審査委員会による審査 | 平成 30 年 10 月下旬 |
| ⑥ 採択事業の決定 | 平成 30 年 11 月初旬 |
| ⑦ 交付決定 | 平成 30 年 11 月中旬以降 |

(2) 選定・採択の方法

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。審査では、応募者からのヒアリングを実施することがあります。また、審査にあたって、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

①事前審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が「2.（1）応募できる者の条件」および「3.（1）①基礎的要件」を満たしているかどうかについて、環境省が書面による事前審査を行います。明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかな記載ミス（書式・対象業務・経理・積算等）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

②本審査

事前審査を通過した応募について、環境省が設置する審査委員会において、必要に応じて応募主体からヒアリングを行うなどして、「3.（1）②事業としての要件」に基づいて審査を行います。

- ※1 ヒアリングを行う場合、開催場所、日程、出席者数の制限等については、有効な応募書類を提出した者に対して、平成 30 年 10 月 26 日（金）17 時までに連絡します。
- ※2 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した応募書類の説明を行うものとします。
- ※3 説明を行う者は、原則として、事業が採択された場合における代表事業者とします。

③採択案件の決定

採否は審査委員会による審査（別添2）を基に行います。採択にあたっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、経費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

5. 応募書類及び手続

(1) 応募書類について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下の書類とします。なお、様式の電子ファイル（別添1）は、環境省 HP からダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に代表事業者自らが作成してください。

①平成30年度廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）

応募書類

②上記書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）

(2) 応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送によって、環境省へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません）。応募書類は封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「平成30年度廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）」と明記してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によってください。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階
環境省 環境再生・資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室 RC事業担当者

(3) 提出部数

ア. 5 (1) ①を各6部（正本1部・副本5部）

イ. 5 (1) ②を電子媒体（DVD-R）にて1部（電子媒体にも、案件名・代表業務責任者名を必ず記載すること）

※1 電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をしてください。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

※2 当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは破棄・削除します。

※3 Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものを提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は、審査の対象とならないので注意してください。

(4) 提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報、本業務以外の目的で使用することはありません。

(5) 応募期間

平成 30 年 10 月 25 日 (木) 17 時必着

(12:00～13:00 の時間は応募書類の受付は行いません。)

6. 応募にあたっての留意事項

(1) 用語の定義について

この要綱における用語の定義は、次のとおりです。

- ア 「不燃性廃棄物」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染特措法」という。）第 2 条第 2 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、不燃性のものをいう。
- イ 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する者をいう。
- ウ 「福島県浜通り地域」とは、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の区域を合わせた地域をいう。
- エ 「地元企業等」とは、福島県浜通り地域に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、その他の法人格を有する団体等をいう。

(2) 補助金の交付等について

① 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

② 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

1) 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。

2) 申請に係る補助事業に要する経費（設備費、工事費、諸経費等）が、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定されているものであること。

3) 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

③事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります。なお、補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定してください。

④補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

⑤実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境大臣宛てに提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

⑥補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。

⑦取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は取壊すこと等をいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

⑧会計検査院による実地検査

補助金の交付を受けた事業は、会計検査院による実地検査が行われる場合があります。補

助事業者は、実地検査が行われる旨の連絡があった場合には、これに応じなければなりません。

⑨その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び取扱要領に定めますので、参照してください。交付の決定がなされた後でも、交付要綱、取扱要領及び計画書の内容に違反した場合には、適正化法第十七条（抜粋：各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。）に基づき交付の決定を取り消し、返金を求める可能性があります。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は不採択、採択の取消、交付決定の取消、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。

(4) 事業中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(5) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、交付決定後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

7. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は以下のとおりです。問い合わせは、原則電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「平成 30 年度廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）に関する問い合わせ」としていただき、別紙 1 に内容を記載し送信してください。回答は電子メールで行います。

問い合わせ先：

環境省 環境再生・資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室 RC 事業担当者

E-mail: tokutei_haiki/atmark/env.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。メール送信時は@に変換してください。

受付期間：平成 30 年 8 月 17 日（金）から平成 30 年 8 月 24 日（金）17 時まで

回 答：平成 30 年 8 月 28 日（火）17 時まで

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 応募にあたり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省職員へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んで下さい。
- (3) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。
- (4) 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とします。

(別紙 1)

質問書

事業名	平成 30 年度廃棄物処理施設整備事業費補助金 (廃棄物リサイクル施設整備事業)
会社名	
住所	
担当者	部署名 : 氏名 :
担当者連絡先	TEL : FAX :
	E-mail :
質問事項	

別表

第1 算定基準

1. 直営施工の場合

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
工 事 費	本工事費	材 料 費	事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。
		労 務 費	事業実施時期地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。
		労 務 者 保 険 料	交付対象事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって関係各法令に定められた額の合計額とする。
		その他諸費	材料費、労務費及び労務者保険料以外の経費で本工事に要する諸掛りの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費、委託料）とし、環境大臣に協議し承認を得た額。
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工事費 門・困障等 工事費 その他の工 事費	施設設備の付帯工事費に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。 算定方法は本工事費に準じて算出すること。
	用地費及び 補償費		用地取得及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。
	調査費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
機械器具費		環境大臣に協議し承認を得た額。	
営繕費		当該直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この項において「工事費」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 工事費が1,000万円以下の場合 5.0%	

事務費	工事雑費	<p>(2) 工事費が1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 4.0%</p> <p>(3) 工事費が3,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p> <p>(4) 工事費が10,000万円を超える場合 2.0%</p> <p>直営施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>直営施工に係る工事費（工事雑費を除く。） 3.5%</p>
	旅費及び 庁費	<p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5%</p> <p>(2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%</p> <p>(3) 工事費が10,000万円を超え 30,000万円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超え 50,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超え 100,000万円以下の場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>
車両費	購入費	<p>不燃性廃棄物の収集運搬に必要な車両の整備に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。</p>

2. 請負施工の場合

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
工 事 費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材 料 費</p> <p>労 務 費</p> <p>直 接 経 費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p>	<p>事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。） (8) 交通の管理、安全施設に要する費用 (9) 環境対策に要する費用 <p>の合計額をいう。</p> <p>営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費、安全費及び環境対策費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p>

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
			<p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費、安全費及び環境対策費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が500万円を超え1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費、安全費及び環境対策費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費、安全費及び環境対策費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が100万円を超え200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が200万円を超え500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が500万円を超え800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が800万円を超え2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が2,000万円を超え3,000万円以下の場合 1.7%</p>

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額
		現場管理費	<p>(7) 純工事費が3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p> <p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が1,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(2) 純工事費が1,000万円を超え 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が2,000万円を超え 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が5,000万円を超え 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p>
		一般管理費	<p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 13.5%</p>

I 区分	II 費目	III 細分	IV 基準額	
事務費	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工事費 門・囲障等 工事費 その他の工 事費	(3) 工事原価が 1,000万円を超え 4,000万円以下の場合 13.0%	
			(4) 工事原価が 4,000万円を超え 10,000万円以下の場合 12.5%	
			(5) 工事原価が10,000万円を超え 20,000万円以下の場合 12.0%	
			(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%	
			施設設備の付帯工事費に要する必要最小限度の範囲で環 境大臣に協議し承認を得た額。	
			算定方法は本工事費に準じて算出すること。	
	用地費及び 補償費		用地取得及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境 大臣に協議し承認を得た額。	
	調査費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し 承認を得た額。	
	工事雑費		請負施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に次に定める 率を乗じて得た額の範囲内とする。 1.0%	
	旅費及び 庁 費		工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じ て得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最 高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額 することができる。 (1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5% (2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0% (3) 工事費が10,000万円を超え 30,000万円以下の場合 2.5% (4) 工事費が30,000万円を超え 50,000万円以下の場合 2.0% (5) 工事費が50,000万円を超え 100,000万円以下の場合 1.0% (6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%	

車 両 費	購入費	不燃性廃棄物の収集運搬に必要な車両の整備に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。
-------	-----	---

付表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウエストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撒水機、滅菌機、ブローア、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出設備、電気集塵機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう。ただし、現場加工されるものを除く。

第2 費用の説明

補助対象事業費は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

- (1) 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事を含む。以下「本工事」という。）の施工に直接必要な材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、労務費及び補助事業者等が負担する労務者保険料（労働保険料、厚生年金保険料、健康保険料等）並びにこれら以外の経費で本工事費に要する歩掛の費用をいう。

ただし、請負施工の場合にあっては、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するに必要な材料の費用で、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 工事を施工するに直接必要な労務の費用をいう。

ウ. 直接経費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機械器具損料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるものを除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

(キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。

(ク) 安 全 費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

(ケ) 環境対策費 工事現場における環境改善や地域との融和等の環境対策の実施に要する費

用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。

(特殊製品については付表参照)

- (4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。
- (5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。
- ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。
- イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。
- ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。
- (6) 「用地費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地の取得又は貸借に要する費用をいう。
- 「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木、その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。
- (7) 「調査費」とは、工事を施工するために必要な調査測量及び試験等に要する費用をいう。
- (8) 「機械器具費」とは、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借料運搬費、据付費、撤去費、修繕費及び製作に要する経費をいう。
- (9) 「営繕費」とは、工事の施工にあたって工事期間中のみ必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の損料、借料、移転料及び修繕料をいう。
- (10) 「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、補助事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人件費並びに物件費〕をいう。